

建設工事請負契約書の条項〔金銭的保証用〕第25条第5項及び  
〔無保証用〕第24条第5項の運用拡充について

伊勢市建設工事執行規則の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱（平成17年11月1日施行）で定める建設工事請負契約書の条項（以下「工事請負契約書」という。）〔金銭的保証用〕第25条第5項及び〔無保証用〕第24条第5項の規定（以下これらを「単品スライド条項」という。）については、「建設工事請負契約書の条項〔金銭的保証用〕第25条第5項及び〔無保証用〕第24条第5項の運用について（平成20年7月18日施行。以下「運用基準」という。）」により運用しているところであるが、「鋼材類」及び「燃料油」以外の資材についても価格の著しい変動が認められる場合があるため、当分の間、下記のとおり単品スライド条項の運用を拡充する。

記

1 主要な工事材料の拡充

原油価格の高騰等の特別な要因により、日本国内の地域において、鋼材類及び燃料油以外の主要な工事材料に価格の著しい変動が認められる場合には、運用基準に基づき、鋼材類について単品スライド条項を適用する場合の取り扱いに準じて、当該工事材料についても単品スライド条項を適用できるものとする。

この場合において、当該工事材料の価格変動の要因について十分に把握するものとし、その要因が明らかなものについて、各品目ごとに算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えることを確認するものとする。

2 対象品目の申請

単品スライド条項の適用を請求するにあたり、様式－1及び様式－5により対象品目を明示するものとする。

附 則

- 1 この運用は、平成20年10月8日から施行し、適用する。
- 2 工期の末日がこの運用の施行日以降で平成21年1月31日以前である工事において、「鋼材類」及び「燃料油」以外の主要な工事材料に対する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期が2月未満であっても、工期満了前であって、かつ、平成20年12月1日までの場合は、これを行うことができるものとする。